合併市町村の振興等に関する提言

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の 事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1. 合併市町村等に対する財政措置等について
- (1)合併特例法及び合併新法等に基づき合併した市町村に対する普通交付税の合併 算定替等の財政措置や障害を除去するための措置については、国と地方の信頼関 係を損なうことのないよう確実に実施するとともに、これら特例措置の期間の延 長を図るなど、引き続き合併市町村における一体的な振興を図るための事業が実 施できるようにすること。
- (2)シルバー人材センターに対する財政措置を充実強化するとともに、市町村合併 に伴い統合した同センターの運営が安定的に行われるよう激変緩和措置を見直 すこと。

2. 合併特例債の延長等について

(1) 東日本大震災の被災市町村においては、市町村建設計画に基づく事業計画が大幅に遅れることが想定されるため、合併特例債の発行可能期間の延長措置を講じること。

また、被災していない市町村においても、厳しい財政事情や東日本大震災の影響等を踏まえ同様の措置を講じること。

- (2)公共施設の維持補修等地域の実情に応じた幅広い活用ができるよう充当範囲の拡大等、適切な措置を講じること。
- (3) 合併特例債のうち基金造成分の発行限度額を引き上げるとともに、償還後においては、それぞれの都市の実情に応じて活用できるようにすること。
- (4) 合併特例債の元利償還金に対する普通交付税措置について、所要額を適切に確保すること。